

## 議案第80号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う一般職非常勤職員に係る関係条例の整備に関する条例

(幕別町職員定数条例の一部改正)

第1条 幕別町職員定数条例(昭和46年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「一般職の職員」の次に「(臨時的に任用される職員(臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。))を除く。」を加える。

第2条第1号中「212人」を「220人」に改める。

(幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成19年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(幕別町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 幕別町職員の分限についての手続及び効果に関する条例(昭和26年条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(幕別町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 幕別町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和26年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第4条中「給料」の次に「の額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)第15条第1項から第3項までに規定する報酬の額)」を加える。

(幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 幕別町職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第6号)の一

部を次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

（幕別町職員の給与に関する条例の一部改正）

第6条 幕別町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条見出し中「の種類」を削り、同条中「休日勤務手当、」の次に「夜勤手当、」を加え、同条に次の1項を加える。

2 職員の給与は、他の条例に規定する場合のほか現金で支払わなければならない。ただし、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

第13条見出し中「の算出」を削り、同条中「職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（同条例第3条に規定する週休日を除く。）に係る勤務時間」を「規則で定める時間」に改める。

第20条中「（職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例第16条の規定による組合休暇の許可を受けた場合を除く。）」を削る。

第22条の2の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員の給与）

第22条の3 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

（幕別町職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第7条 幕別町職員等の旅費に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規定する職員」の次に「（非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。）」を加える。

第31条を次のように改める。

第31条 削除

別表第1中

「

行政 職給 料表 適用 職員	54	30	2,600	1,800	2,600	2,300	1,000	2,300	12,000	11,000	2,500
----------------------------	----	----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	-------

を

」

「

行政 職給 料表 適用 職員 法第 22条 の2 第1 項第 2号 に掲 げる 職員	54	30	2,600	1,800	2,600	2,300	1,000	2,300	12,000	11,000	2,500
---	----	----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	-------

に

」

改める。

別表第2中

「

行政 職給 料表 適用 職員	107,000	123,000	152,000	187,000	248,000	261,000	279,000
----------------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

」

「

行政 職給 料表 適用 職員							
法第 22条 の2 第1 項第 2号 に掲 げる 職員	107,000	123,000	152,000	187,000	248,000	261,000	279,000

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。